

70歳未満の方で

高額な医療費をご負担になる皆さまへ

平成27年1月1日から

高額療養費制度においてご負担いただく医療費の限度額
が所得に応じて見直されます

○高額療養費制度とは・・・

長期入院や治療により、ひと月あたりの医療費の自己負担額が高額になった場合、申請により一定の金額(自己負担限度額)を超えて支払った医療費について給付を受けることができる制度です。

○医療費の限度額(自己負担限度額)は・・・

被保険者の所得区分に応じて決まります。

見直し後 (平成27年1月1日から)

所得区分		ひと月あたりの自己負担限度額	3月以上ご負担 いただいた方(※2)
①	年収約1,160万円～の方 健保: 標準報酬月額83万円以上の方 国保: 年間所得(※1)901万円超の方	変更されました 252,600円 +(医療費－842,000円)×1%	140,100円
②	年収約770～約1,160万円の方 健保: 標準報酬月額53万円以上83万円未満の方 国保: 年間所得600万円超901万円以下の方	変更されました 167,400円 +(医療費－558,000円)×1%	93,000円
③	年収約370～約770万円の方 健保: 標準報酬月額28万円以上53万円未満の方 国保: 年間所得210万円超600万円以下の方	変更ありません 80,100円 +(医療費－267,000円)×1%	44,400円
④	～年収約370万円の方 健保: 標準報酬月額28万円未満の方 国保: 年間所得210万円以下の方	変更されました 57,600円	44,400円
⑤	住民税非課税の方	変更ありません 35,400円	24,600円

(※1) ここでいう「年間所得」とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計額から基礎控除(33万円)を控除した額(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない。)のことを指します。(いわゆる「旧ただし書所得」)

(※2) 高額療養費を申請される月以前の直近12か月の間に高額療養費の支給を受けた月が3か月以上ある場合は、4か月目から「多数該当」という扱いになり、自己負担限度額が軽減されます。

高額療養費制度に関する申請やご質問等については、現在加入されている
健康保険組合、全国健康保険協会、市町村(国民健康保険、後期高齢者医療制度)、
国保組合、共済組合までお問い合わせください。

